岡山市からのお知らせ

商工業者向け

岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている市内中小・小規模事業者の負担軽減を 図るため、緊急的に支援金を支給します。

支給対象者

以下の①~③のいずれにも該当する中小・小規模事業者

①主たる事業所(※1)が岡山市内にある者

※1 法人の場合 : 登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗

個人事業主の場合:本社として位置付けている事業所(店舗等)

②令和4年1月~8月のうち任意の<u>2か月間</u>に<u>市内の事業所で使用したエネルギー経費</u> の合計額(※2)(以下「支援対象経費」)が**25万円以上**であること

※2 主なエネルギー経費(税込み): ガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金

③今後も事業を継続する意思があること

〈注意事項〉

- 1事業者1回限りの申請です。再度の申請は受け付けません。 領収書等、漏れのないよう十分ご確認 のうえ申請してください。
- 「誓約・同意」に記載の内容を遵守していただきます。

支給額

支援対象経費の 20%以内(千円未満切捨て)

法 人 : <u>100万円</u> (上限) ~ <u>5万円</u> (下限) 個人事業主: **20万円** (上限) ~ **5万円** (下限)

<支援対象経費・支給額の計算例>

令和4年2月の

エネルギー経費:13万円

(内訳)

·電気·ガス代 11万円

・ガソリン・灯油代 2万円

令和4年8月の

エネルギー経費:14万円

(内訳)

- 電気・ガス代 13万円

ガソリン代 1万円

(1)申請要件

任意の2か月間のエネルギー経費(税込み)が25万円以上

⇒合わせて 2 7 万円なので申請可能 (○)

(2)支給額

2か月間のエネルギー経費(**税込み**)の**20%**

⇒27万円×20% = 5万4千円 (千円未満切り捨て)

申請期間

令和4年10月21日(金)~令和4年12月23日(金)

問い合わせ・申請サポート先

岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金コールセンター (9時~17時: ±日祝日除く) TEL: 086-232-2264

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所

申請手続き

<u>オンライン申請による受付のみ</u>となります。申請は以下URLより行ってください。 URL: https://energy.okayama-shinsei.jp/



- ★主な添付書類(詳しくはオンライン申請時にご確認ください。)
 - (1)対象月のエネルギー経費が確認できる書類(領収書、税理士が確認した経費一覧等)
 - (2)直近の確定申告書・決算書(収受印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知)
 - (3)振込口座の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
 - (4)本人確認書類の写し (個人事業主の場合) 例: 運転免許証 (表裏) 、パスポートの写し

本支援金制度における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者 支給対象にならない者 ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、 ○法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定 合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、 する公共法人 企業組合・協業組合) ○協同組合等の組合 〇任意団体 等 ○個人事業主(商工業者であること) ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法 (1)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に 律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定 する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条 規定される34事業)を 行っていること (2)認定特定非営利活動法人でないこと 第 13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと 市長が認める事業者 ○※1 医療法人、社会福祉法人、学校法人、 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、 公益財団法人、認定特定非営利活動法人、 (病院・助産所等を個人名義で開設している) 医師、 歯科医師、助産師 ○※2 個人農林漁業者及び農事組合法人

※1)についてはエネルギー価格高騰緊急対策支援金(医療法人等向け)で、※2)については同支援金(農林漁業者向け)の対象となります。

中小・小規模事業者(下記のいずれかを満たすこと)		
業種分類表	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~⑦以外)	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業 (⑥⑦以外)	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※代表者、役員、パートを除く